

千葉県青少年補導員に関する要綱

(趣旨)

第1条 千葉県青少年サポートセンター（以下「センター」という。）が行う、青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するため、センター内に千葉県青少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

(選出方法)

第2条 補導員は、次に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 青少年の保護及び健全育成に努める地域団体の団体員
- (2) 中学校及び高等学校の校長が推薦する教諭
- (3) 市内に営業する大型店舗の警備担当職員
- (4) 青少年の保護及び健全育成に関係のある機関の職員
- (5) センターの職員

(委嘱)

第3条 補導員は、関係機関及び団体から推薦を受けた者の中から、市長が委嘱する。

2 補導員の推薦については、千葉県青少年補導員候補推薦要領で定める。

(任期)

第4条 補導員の任期は、2年とする。ただし、補導員が欠けた場合における補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補導員は、再任を妨げない。

(資格)

第5条 補導員は、人格が高潔であり青少年に深い理解と関心をもち、活動に積極的に参加できる者でなければならない。

(服務)

第6条 補導員は、公共の奉仕者としての自覚のもとに、絶えず必要な知識や技術を習得し、職責の遂行に努めなければならない。

2 補導員は、補導活動に従事するときは、青少年補導員証を携行しなければならない。

(様式第1号)

3 補導員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(活動内容)

第7条 補導員は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 街頭補導活動

(2) 青少年に関する調査及び情報収集活動

(3) 青少年を取り巻く有害環境についての環境浄化活動

(4) その他、センターが実施する非行防止及び健全育成に関わる活動

(報告等)

第8条 補導員は、センター及び関係行政機関等と緊密な連絡を図るとともに、その職務執行の状況をセンターの所長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補導員に関し、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の千葉市青少年補導センター設置条例施行規則(昭和51年3月31日教委規則第6号)第5条第1項により委嘱された千葉市青少年補導員である者は、この要綱の施行の日に第3条第1項の規定により千葉市青少年補導員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

青少年補導員証 第 号

氏名 _____

顔 写 真

委 嘱 期 間

自令和 年 月 日

至令和 年 月 日

上記の者、千葉市青少年補導員であることを証明する。

令和 年 月 日

千葉市長

印